



三豊市から香川県内の市町へ転出された方へ

## 香川県議会議員選挙の投票方法について

三豊市の選挙人名簿に登録されている方が、香川県内の市町に転出した場合は、新住所地の選挙人名簿にはまだ登録されていないため※、**今回の香川県議会議員選挙(三豊市選挙区)において投票を行うことができるのは、選挙人名簿に登録されている三豊市となります。**  
(※転入届出後、3か月を経過すると新住所地の選挙人名簿に登録されます。)

三豊市の選挙人として投票する一般的な方法は、次のとおりです。

- ① 投票日当日(4月7日)に投票所入場券に記載の投票所で投票する方法
- ② 三豊市内の期日前投票所で期日前投票をする方法(裏面をご参照ください。)
- ③ 三豊市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求し、現住所地等の選挙管理委員会において不在者投票をする方法(裏面をご参照ください。)

※このほかに、県指定の病院、老人ホーム等で不在者投票をする方法等があります。詳しくは、三豊市選挙管理委員会へお問い合わせください。



上記のいずれの方法でも、三豊市から転出した人が投票を行う場合には、**引き続き香川県の区域内に住所を有する旨の確認手続き**が必要です。

引き続き香川県内の区域内に住所を有する旨の確認手続きは次のいずれかの方法で行います。

- 投票する際の投票所で、「引き続き香川県内の区域内に住所を有する旨の確認申請」を行う。
- 遠隔地における不在者投票用紙請求の際に確認申請をする。(裏面をご参照ください)
- 事前に三豊市役所市民課または、県内市町の市役所・町役場の住民基本台帳担当課で「引き続き香川県内の区域内に住所を有する旨の証明書」の交付を受け、投票の際に提示する。(証明書は無料で発行されます。)

※引き続き香川県の区域内に住所を有する旨の確認手続きをするためには、新住所地の市町に転入届出をしている必要があります。

※「引き続き香川県の区域内に住所を有する旨の証明書」を事前に取得される場合は、交付申請時に本人確認ができる書類(運転免許証、個人番号カード、パスポート 等)が必要です。また、代理人により申請をする場合は委任状が必要です。

※三豊市から他市町へ転出後、さらに香川県外へ転出した人は投票できません。

※転出日までに期日前投票をする人、投票日以降に転出する人については、証明書は不要です。

((裏面もご参照ください。))

